実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

## まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止 添付資料24〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
添付資料 34 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	添付資料 <u>4.1</u> 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	添付資料 <u>24</u> 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	
		1. 1	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul> <li>基本体接及び経過が取けがにある施を分イド</li> <li>これたの数を指すのできる。(ロバニのヤベニト・海には中の銀をを基本を発生)</li> <li>本がにおけずらなってきる。(ロバニのヤベニト・海には中の銀をを変化する)</li> <li>本がにおけずらなってきる。(ロバニのヤベニト・海には中の銀を変化する)</li> <li>ならかな。(ロバニのヤベニト・海には中の銀を変化する)</li> <li>はたまではの機能を加える場合に関わってきる。(24) (ロバエ 2014を</li></ul>	基準常及び個津被設計方針に係る審査ガイド 本手のことにより非彼による影響等から隔離可能な (4) 本位艦別による定金機能への影響的は 本位艦割に任う原本機能でしまる電車な安全機能へ (5) 本位艦動に任う原本機能でしまるの電子を開から (3) については、雑数の (4) 本位艦 (4) 本位艦 (5) によるの電子を開から (5) については、雑数の (5) においては、機能への影響を防止するものである。 (4) た上で安全機能への影響を防止するものである。 なお、(5) にないないを発を防止するものである。 なお、(5) は、説針を植っても、水質を増した。 上で乗る機能の (4) においては、機能への設本を関している。 大が発動した 上のの選本を関するものである。 なお、(5) は、記事を超える事象 (2) においては、機能への設本を防止するための 対策を施すことも求めており、(2) においては、機能への設本を防止するための 大変を機能への設本を防止するための 大変を機能への影響を使止するための 大変を機能への影響をした。 こで、(1) においては、機能への影響を かまって、とを求めている。 本ガイドの項目と政保許可携権規則及び同規則の解釈 の関係を以下に示す。	(1.) 他の名の中の名の日本では、	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	# 中洋状状況 (7 6   中 大		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
2.2 安全事業制度の20年7月 に	基準年級及び個件被設計方針に係る事をガイド (東海第二年 2.2 女全衛在衛囲及び事項 (設置) 女会衛在衛囲及び事項 (設置) 女会衛在衛囲及び事項 (設置) (公衛主として、土に、基本事項、非数に類立動の第24年 (こういて機関する。維設・環境を設定して、大は、カ針、 等えが全機型し、その評価を機関と同じ、手事機型の (1.4 ) (1.2 ) (2.2 ) (2.2 ) (2.2 ) (2.3 ) (2.3 ) (3.3 )	### 1	

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(428) (	東海第二 選出版 (2018.9.9.12 版)  東海 (2018.9.9.12 版)  東海 (2018.9.9.12 版)  東海 (2018.9.9.12 成		備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
## 1	3. 基本等項 3. 基本等項 3. 1 整地及び鉄地周辺の図面等に振うき、以下を把握する。 (1) 転組及び鉄地周辺の図面等に振うき、以下を把握する。 (1) 転組及び鉄地周辺の図面等に振うき、以下を把握する。 (1) 転組及び鉄地周辺の図面等に振うき、以下を把握する。 (1) 転組及び鉄地周辺の図面等、離高、河川の存在 (1) 転組及び鉄地周辺の図面等に振うき、以下を把握する。 (2) 転組をび鉄地周辺の図面等、離高、河川の存在 (3) 転組をび鉄地周辺の図面等に振うき。以下を示す。 (4) 転組をび鉄地周辺の図面等に振うき。以下を示す。 20 転離をかうなの観音を内容ではなっている。 (5) 転間における極級(以下、例示)の位置、形状等 (6) 研究を開設を開設を開設の第二としては、整地の音組に工P・+2m・2m・2m・2m・2m・2m・2m・2m・2m・2m・2m・2m・2m・2		

的崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 H	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
3. 基本作列 3. 基本作列 3. 基本作列 3. 基本作列 (1) 整地及び機能の回じさける地形及で開放の配置等表地及で発生の回転が表す。 (2) 数地及び機能回じついる形。 構成、列川の存在 (1) 数地及び機能回じたおける地形及び開放の配置等表地及で発生の回避が表す。 (2) 数地及び影響の回じるが、構成、列川の存在 (2) 数地及び影響の回じるが、発成、列川の存在 (3) 数地及び影響の回じるが、 (4) 数地及び影響の回じるが、 (5) 数地及び影響の回じるが、 (5) 数地及び影響の回じるが、 (5) 数地及び影響の回じるが、 (5) 数地及び影響の回じるが、 (6) 数は及び影響の回じます。 (7) 数地及び影響の回じるが、 (8) 数はのできないできない。 (8) 数はのできないできない。 (8) がありに、 (8) がありには、 (8) がありに、 (8) がありのいのいのいのいのいのいのいのいのいの	12 日本の設計基準效率設の達成誘導效率に   12   12   13   14   15   15   16   16   17   18   18   18   18   18   18   18	道合のための対応状況 適合のための対応状況 適合のための確認事項 (	

h崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
相勝刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 居及び廃棄物の理建程があり、いずれも T.M.S.L. +12mの大漆側敷 地に設置されている。 ②設計 基準分 集施設 の津波防護対象設備の屋外設備としては同じ T.M.S.L. +12mの大漆側敷 特格法ポンプ ※)が、第十、他に非常用取水設備が各号炉の取水口 からタービン建屋までの間に敷設されている。なお、6号及び7号 がなけ、重要な安全機能を有する海水ポンプである原子が補機冷却 海水ボンブは、その他のボ水ポンプである原子が補機冷却 海水ボンブは、その他のボ水ボンブである原環水ポンプ、タービン 組織冷却海水ボンブととにタービン程屋海水熱交換器区域地下の補機冷却 深 燃料プイクメン、燃料フィルタ等のその他の燃料設備は原子炉維 居内に設置されている。 ③ 非常用取水設備として6号及び7号炉の取水口前面に海水貯留堰を 津波防護施設(非常用取水設備を兼わる。)と位置付けて設置する。 (3) 非常用取水設備として6号及び7号炉の取水口前面に海水貯留堰を 津波防護施設(非常用取水設備を兼わる。)と位置付けて設置する。 (4) 長が近上設備として6号及び7号炉の取水口前面に海水貯留堰を 津波防護施設(非常用取水設備を兼わる。)と位置付けて設置する。 (5) 手が非窓向で1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 とうに、防潮堤及び防潮庫の地下部の質過部、灌水 ボンブ電の質過部並びにターピン種屋及び非常用 海水系配管カルバートと្解接する原子が健居境界 地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。 地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。 も4m、防潮堤上部T.P.約+18m及び防潮堤上部約+64m、防潮堤上部T.P.約+18m及び防潮場上部約+20mに津波・構内監視カメラ,T.P.約+3mの敷地の取 たピット上版に取水ピット水位計並びに取水路内 の高さT.P.約 - 5mの位置に潮位計を設置する。 地域内の遡上域(防潮堤外側)の建物・構築物等 としては、T.P.+3mの敷地に海水電楽器階は、メンテナンスセンター、燃料輸送本部等があり、T.P. +8mの敷地には廃棄物理設施設(第二種廃棄物理設 事業許可申請中)、固体廃棄物保管庫等があり、T.P. +8mの敷地には廃棄物理とは多か。 高岸側(東側)を除く防潮堤の外側には防砂林がある。また 海岸側(東側)を除く防潮堤の外側には防砂水がある。また は北方約3kmに炭板港目立港区、南方約4kmに茨板港 がある。また、北方約4.5kmに茨板港 がある。また、北方約4.5kmに次板端 がある。。また、北方約4.5kmに次板端 がある。。また、北方約4.5kmに入機漁港 がある。。また、北方約4.5kmに及板端 がある。。また、北方約4.5kmに及板端 がある。。数地内は砂糖ば下に防波堤が配に及板端 がある。	議合のための対応状況  (職が1) 次に示す可能性が考えられる場合は、乾地への (職が7) 大力準数の設定プロセス及び結果の発出性 (職が7) 大力準数の設定プロセス及び結果の発出性 (職が7) と地域に関する数式による影響・推開した第一、地域に関する数式による影響・推開による影響・推開による影響・推開による影響・推開による影響・推開による影響・推開にある。 (職が7) 整理に 不確かさの考慮及び入力準数の設定結果の (職が7) と地域に (職が7) と (職が7) に (職が7)	備考
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド  ③ 津波防護施設(防潮堤,防潮壁等)  ④ 浸水防止設備(水密軍等)※ ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ⑤ 津波監視設備(湖位計,取水ピット水位計等)※ ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ⑥ 敷地内(防潮堤の外側)の遡上域の建物・構築物等 (一般建物,鉄塔,タンク等)	基準達成及び耐達波設計方針に係る審査ガイド (3) 敷地周辺の人工構造物(以下は例示である。)の位置、(3) 形状等 (3) 敷地周辺の人工構造物(以下は例示である。)の位置、(3) 形状等 (3) 海上設置物(係留された船舶等) (4) 遡上域の建物・構築物等(一般建物、鉄塔、タンク等)	設置許可基準規則/解釈、 基準律核及び循連接設計/方針に係る 審査ガイドの確認内容 3.2.2 地震・維茂よる地形等の変化に係る評価 3.2.2 地震・維茂はよる地形等の変化に係る評価 3.2.2 地震・維茂はよる地形等の変化に係る評価 2.2 地震・維茂はよる地形等の変化に係る評価 2.2 地震・維茂による地形等の変化に係る評価 2.2 地震・維茂による地形等の変化に係る評価 2.2 地震・維茂による地形等の変化に係る評価 2.2 地震・維茂による地形等の変化に係る評価 2.2 地震・海茂による地形等の変化に係る評価 2.2 地震・海茂になるから変化に係る評価 2.2 地震・海茂になる地形等の変化に係る評価 2.2 地震・海茂になる地形等の変化に係る評価 2.2 地震・海茂になる地形等の変化に係る評価 2.2 地震・海茂になる地形等の変化とが形形の変化 2.2 地震・海茂になるの場合の地位について地震が高くいて地震が 2.2 地震・海茂による所の変化により地によりをは、海広が低になるからをもので 2.2 地震・海茂によるが高いを構造となっているの可能性に対して機能を有すっ 2.2 地震・海茂によるが高いを構造となっている。 2.2 地震・海茂によるが高いを確認する。 2.2 地震・海及の動物を関いの選出を発展に対しては神変になるが存在し、 2.3 地域の回復が必要がは、一の両途の可能性に対して機能と有す。 2.3 地域の変化、構造変化に関連を有す。 2.3 地域の変化、構造変化、河川流路の変化に 2.3 地域の変化、構造変化、河川流路の変化に 2.3 地域の変化、構造変化、河川流路の変化に 2.3 地域の変化、構造変化、河川流路の変化に 2.3 地域の変化、構造変化、河川流路の変化に 2.3 地域の変化、構造変化、河川流路の変化に 2.3 地域の変化、構造変化、河川流路の変化に 2.3 地域の変化、構造変化に対して機能となる。 2.5 の変化といることを確認す 2.5 ののでは、地形変化、河川流路の変化に 2.5 のがて、基準地理整めによるがにと、河上の変化に 2.5 のがて、基準地理整めによるがにと、河上の変化を発展する。 2.5 の数になるとれる場合は、 2.5 の数にはながなどのでは、地形変化に 2.5 の数には、河上の変を化があるとの変化に 2.5 の数には、河上の変化がある。 2.5 の数には、対しの変化に、河上の変化がある。 2.5 の数には、河上の変化があるがに、 2.5 の数には、対しの変化に、河上の変化があるを使な、 2.5 の数には、河上の変化があるがに、 2.5 の数には、河上の変化があるがに、 2.5 の数には、 2.5 の数には、	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(201	8. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	東海第二発電所 耐津波設計方 敷地外の茨城港口立港区及び に防波堤が設置されている。 御 着上設置物としては, 久慈消 留されている。 も 敷地周辺に民家, 商業施設, 地南方に原子力及び核燃料サイ 城港日立港区には液化ア然ガン が電所, 工場, 倉庫等の施設が 発電所, 工場, 倉庫等の施設が 発電所, 工場, 倉庫等の施設が 発電所, 工場, 倉庫等の施設が 発電所, 工場, 倉庫等の施設が 対合約15kmに常陸那珂一苫小	3.2. 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 [規制基準における要求事項等] 遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮し 遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮し 遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮し 適上解析を実施して、遡上数の回り込みを含め敷地への適上の可能性を検討すること。 ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・強地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・ 強地及び角性への侵入角度 ・ は数の敷地への侵入角度 ・ は数の敷地への侵入角度 ・ は数の敷地への侵入角度 ・ は数の敷地への侵入角度		

奇刈羽原子力発電所 6,	/ 7 号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所(2018. 9. 12 版)		島根原子力発電所 2号炉	備考
相倫刈到発電所6号及び7号が 前津液設計方針との適合状況 3.2 基準律波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 [要求事項等への対応方針] 基準律波による次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波 の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。 ・敷地的皮で敷地側辺の地形とその標高 ・敷地的皮で敷地側辺の地形とその標高 ・敷地的皮が敷地側辺の海川,水路の存在 ・陸上の遡上・伝播の効果 ・伝播が筋上の人工構造物	(確認状況) (1) 上記の検討方針について、遡上解析の手法、データ及び条件を以下のとおりとした。 のとおりとした。 ① 基準律板による敷地周辺の遡上解析にあたっては、遡上解析上、影響を及ぼす解而や道路等の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、遡上域のメッシュサイズ (5.0m) に合わせた形状にキデル化する。 ② 敷地沿岸域及び海底地形は、一般財団法人 日本水路協会 (2011),一般財団法人 日本水路協会 (2008~2011),深浅測量による地形データ町日法人 日本水路協会 (2008~2011),深浅測量による地形データ町日法人 日本水路協会 (2008~2011),深浅測量による地形データ自土地理院等による地形データ用をいる。また、取・放水路の諸元、敷地標高については、発電所の竣工図等を使用する。 ③ 発電所南西約 5.0m 地点に鯖石川と別山川が存在するが、敷地同辺の河川と敷地の間には地形的な高まりが認められることから、敷地への遡上、伝播の部には地形的な高まりが認められることから、敷地への過上が低上の間には地形的な高まりが認められることから、敷地への過上で指の効果について、遡上、伝播経路の水域に応じた解析モデル、解析条件を適切に設定し、遡上域モデルを作成する。 6 第一年少化化の対象とする構造物は、耐震性や耐津液性を有する恒設の	津波設計方針との適合状況  辺の河川, 水路の存在  椿の効果  工構造物	慮事項に関して、遡上解析の手法、データ以下のとおり確認している。 故による遡上解析に当たっては、遡上解析 及ぼす斜面や道路、取水口、放水路等の地 標高及び伝播経路上の人工構造物の設置 底し遡上域のメッシュサイズ(最小5m)に 形状にモデル化している。 岸域及び稀底地形は、茨城県による津波解 データ、敷地の観測データ、財団法人日本 海岸情報研究センター発行の海底地形デ 一ク等を編集して使用する。また、発電所 の水深データは、最新のマルチビーム測深 た高精度・高密度のデータを使用する。 北方約 2km の位置に久慈川、南方約 3km の 川が存在する。久慈川流域の標高が T.P. + であるのに対して敷地北方の標高は T.P. か ある。また、新川流域(海岸沿い)及び敷地 高はともに T. P. 約+10mとなっている。こ	適合のための確認事項	集力を近下数を算化し、基準計数による数地園 画上・最大数の評価への影響を確認する。 「新の動料では、防数機や側の地下水位を地表 にするが成り評価のも下水位を地域 にするがのはボーデルを用いて地震による で放けでした場大・大人を用いて地震による で放けでした場大・大人が耐いする。 で放けでしたが大人が耐いする。 で放けでしたが大人が耐いする。 で放けでしたが大人が耐いする。 で放けでしたが大人が耐いました。 には、中央水子でも簡似の当かがに基づる。 には、中の場合を用いて地震の回線を開放木圧の には、中の場合を用いて地震なりの場面が不正っ で放けるがなりを作する。たむ。有がな力解析 ・り込みが下水を解析っる。たむ。有かな力解析 ・り込みが下水を解析する。たむ。有かな力解析 ・り込みが下水を解析する。たむ。有かな力解析 では、1 有効な力解析にして自動でがに基づる。 ・り込みが下水を解析する。たむ。特別で加 ・してが回線を加りを発展の地形に ・してが回線を加りを発展がある。 が開発を確認するため、数値が、ニーン・コンの が需要を確認するため、数値が、ニーン・コンの が需要を確認するため、数値が、ニーン・コンの が需要を確認するため、数値が、ニーン・が ・一でが ・一では、 ・一で	
相解が別別発   3.2 基準律数に、   3.2.1 敷地周辺   要求事項等への   要求事項等への   基準数によ   の回り込みを含。   敷地及び敷地、   敷地及び敷地、   職地の影地・   職性の勝地・   職性の勝地・   職性の勝地・   職性の勝地・		毎第二発電所 耐津3 敷地及び敷地周辺の 陸上の遡上・伝播の 伝播経路上の人工幕	巻を登りませるの を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	連合のための対応状況	新に基づき対す業を算定し、基準書級による教制の 辺の題上・設大数の評価への影響を確認する。 水下第の20時には、防機機が制の地下水位を地域 面に、防機機を側の地下水位を限域水位によれて付 設定した有効な力解析・デルを指して出版には 教留式下量を表か。Isiniara はか(1992)の地盤の 相対磁度に応じた最大せん断が1942)の地盤の 相対磁度に応じた最大せん断が1942」の地域が にない部では、海野ら(2008)の力法に基づき、 流中力の共工業を算定するとともに、地下水 位以後については、海野ら(2008)の力法に基づき、 高中力なみ打工業を算でする。なお、有効応力解析 はは、有効な力解析コード「FLIP(Finite の影響を確認するため、数値ジュレーションの 用いる。 の影響を確認するため、数値ジュレーションの 用いる。 の他すべり地形が中間を 第の地でのでは、海野ら(2008)の力法に基づき、 のが電を確認するため、数値ジュレーションの の他すべりを形が中間を なの地がついても参幅する。 条件として高極機業性の発性が加えて、参加部の の地すべり施形が中間をされている地口の新距離 後の地形についても参加が重なの評価が 地形を設定する。	
基準津波及び耐津波設計力針に係る審査ガイド  3.2.1 繁準開放による敷地周辺の遡上・浸水域  3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価  [規制基準における要求事項等]  適上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上接の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。 ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・敷地及び敷地周辺の両別、水路の存在 ・敷地及び敷地周辺の両別、水路の存在 ・陸上の遡上・伝播の効果 ・伝播経路上の人工構造物	mを含む) の手法 Fのとおり。 E解析上, 影響を トイズを踏まえ適 Lが信頼性を有す。 スが十分か,また Sの状態に応じたり 2響を及ぼすもの?	東海   東海   東海   東海   東海   東海   カリに係る審査ガイド   東	「確認内容」 (1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析(砂移動の評価を (1) 上記の含色す)の手法、データ及び条件を確認する。確認のボ 及び条件イントは以下のとおり。 ①敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上 上影響解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上 なれているか。 ②敷地治岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠 合わせが が信頼性を有するものか。 ③敷地治岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠 合わせ が信頼性を有するものか。 (2) 敷地 が信頼性を有するものか。 (3) 敷地 が が けんか、また、適切な形状にモデル が 所用地 当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域の が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	設置許可基準規則/解釈, 基準律波及び解神波設計方針に係る 審定ガイドの要求事項		
		· 数·	<del> </del>			

との適合状況 茂の人工構造物とす いては、構造物が存 がになるよう対 にはたるよう対 における敷地前面・側面及び もの整理変化を把握 数の静態の遡上・消 における敷地につい になける敷地につい になける敷地につい になける敷地につい になける敷地につい にないるが を配及び区画の設置 まない。 数の敷態への回り込 数の敷態への回り込 数の敷態への回り込 数の敷態への回り込 数の敷態への回り込		名の 戦 必	
7号//	計方針との適合状況 こついて、選上・伝播経路 と、解析条件が適切に設定 を成する。 がについて、図面を基に適 がにでいて解析モデル、解 に応じた解析・デルを作成 とを把握に当たって以下のと なの推接の多、また、敷地 とを把握する。また、敷地 とを把握する。また、敷地 となれたのの一を作成 となれをある。また、敷地 となれをある。また、敷地 となれをある。また、敷地 となれをある。また、敷地 となれをある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 となれをがある。また、敷地 たってでは、たっては、 たって、その標面の分布 がよっかる。また、敷地 たったで、その標面の分布 がなかがかを比較すると、 がなかがあるにないて、その標面の分布 がなかがないが、その標面の分布 がないて、その標面の分布 がながが、流入する可能性が がなが、流入する可能性が がかな変化等による選上、 ががなが、	適合のための確認事項 入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性 (編成7) 入力非波の設定についてのプロセスを削離 理し、不確めさの考慮及び入力津波の設定結 当性を確認する必要がある。	
相勝刈羽発電所6号及び 人工構造物、及び津波の る。その他の津波伝播器 在することで津波の影響 る可能性があることから 象外とする。 製地周辺の選上・浸水峻 敷地周辺の選上・浸水峻 敷地周辺の選上・浸水峻 数地周辺の選上・浸水峻 が適けがなれらの速度 の、発地周辺の 下方向及びそれらの速度 の、発電所敷地前面又は津波 た、その標高の分布と非 が競性付近の敷地に地上部から された敷地に地上部から された敷地に地上部から された敷地に地上部から かを考慮する。	東海第二発電所 耐津波設計力のため, 久慈川及び新川から 標子 ることはない。 降上の選上・伝播効果について精経に応じた解析モデル、 まれた選上域のモデルを作成された選上域のモデルを作成工解準と及ぼす構造物、し、選上・伝播経路の状事に防事を及ぼす構造物、し、選上・伝播経路の状態に広野間辺の選上・浸水域の相對の浸水域の寄せ波・引き道方向及びそれらの速度について動しの浸水域の寄せ波・引きが方向及びそれらの速度について動しの減速が高力は減少。	基音液の液源からの対応状況  基準減の液源からの数値シミュレーションに より、各施設、設備等の設置位置において、海水面からの水位変動を即即間度形ಳで設定すること。輸 各項の第ロ、高中央、海東部、東水口位置等における あ所的な権面接動の助配を計画し、その結果を考 様本数の確定について、数地数なその周辺の題上 域、潜液の伝播経路の不確かさ並びに施設の広がり を発する。  (1) 入力津液は、海水面の基準レベルからの水位変 が、潜液の伝播経路の不確かさ並びに施設の広がり を発する。なお、網環が均衡化、準位のぼら が、潜液の伝播経路の不確かさ並びに施設の広がり を発する。なお、網球が均衡化、準位のぼら が、音楽の石橋経路の下値かさがでで (2) 入力津液が各施設・設備の設計・評価に用いる ものであることを参照に、非位の高さ、津液の通度、 があり、第一次を含ました。 (3) 地位の特別を を安全側に評価する。 (5) 地位をは、施設に乗りまで、 があかるにある。 (6) 地位をとは、施設によいて広がする効果 を安全側に評価する。 (7) 地位をとする。 (8) 地位をとない。 (9) 地位をとない。 (10) 地位をとする。 (11) 地位をとする。 (12) 地位をとする。 (13) 地位をとする。 (14) 地位をとする。 (15) 地位をとする。 (15) 地位をとする。 (15) 地位をとする。 (16) 地位をとする。 (17) 地位をとする。 (18) 地位をとする。 (18) 地位をとする。 (18) 地位をとする。 (18) 地位をとする。 (18) 地位をとする。 (18) 地位をとする。 (19) 地位をとする。 (20) 地位をとする。 (3) 地位をとする。 (4) 地位をとする。 (5) 地位をとする。 (6) 地位をとする。 (7) 地位をとする。 (7) 地位をとないである。 (8) 地位をとないである。 (9) 地位をとする。 (18) 地位をとする。 (19) 地位をとがしためである。 (19) 地位のがある。 (19)	
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 考慮されているか。 選上城のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 選上城のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 近イントは以下のとおり。 の整地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経緯変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水塊の寄せ波・いるか。 いるか。 いるか。 を動し前には非波浸入方向に正対した面における敷地及び津波防護 を設について、その構高の分布と施設前面の津波の選上高さの分布を 比較し、選上波が敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられるか。 るか。 ⑤ 敷地及び敷地周辺の地形、標高の周所的な変化、並びに河川、水路等 が津波の遡上・流下方向に影響を与え、遡上波の敷地への回り込みの 可能性が考えられるか。	ガイド での 本	基準律波及び耐達波設計が併に係る (1)人力排波は、海水面の基準レベルからの水位変 第重なイド・確認内容」 3.3 人力津波の設定 (2)人力消波の設定 (2)人力消波の設定と。なお、測位変勢等については、人力津波の設定 するものとする。 (3)人力消波の設定に当たっては、人力津波が各施 (4)人力消波の設定に当たっては、人力津波が各施 (5)人力消波の設定に当たっては、人力津波が各施 (6)人力消波の設定に当たっては、人力津波が各施 (7)人力消波の設定に当たっては、人力津波が各施 (7)人力消波の設定に当たっては、人力津波が各施 (8)人力消波の設定、海水の速度、イ酸の主ないであるとをを研じ、 維波の高さ、非波の速度、イ酸の主な、着力・弦圧、充 種力、消力等)が安全側に評価されることを確認する。 (5)施設に最らから側において広がりを有している場合(例えば敷地側面の防滯地、防御側の上がいてが成りを有してい 54場合(例えば敷地側面の防滯地、防御側の (5)上型が電波に乗らたきな影響を与える弦形を入力、 は変施設に乗らたきな影響を与える弦形を入力、 は変施設に乗したとな能認する。 (5)上で変態として砂定していることを確認する。	
基準消費 表面されている方 デル化されている方 一 敷地周辺の遡上・ ボイントは以下の の 敷地前面・側面方 いるか。 いるか。 い 敷地前面又は消 高酸について、発 比較し、遡上炭か るか。 の 敷地板の敷地周辺 が清波の遡上・ 可能性が考えらす 可能性が考えらす	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査か。 か。 (2)敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たってに対する確認のポイントは以下のとおり。通度、並びにそれらの経時変化が把握さまた、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き道上・流下方向及びそれらの速度についているか。 (3)敷地前面又は津波浸入方向に正対した面地及び津波防護施設について、その標高設前面の洋波の遡上高さの分布を比較し敷地に地上部から到達・流入する可能性るか。 (3)敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的。	(3) 入力達扱の設定 影響作力基準規則/解形、 基準律波及び耐港被認計方針に係る 審査力イドの要求事項 解解則認3 3、第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれ 3、ないものでなければならない」を調かすために、 5、は、以下の方針によること。 一口(6階) 一 申該切棄地及及浸水が正常幅については、入 力達故(6階) 一 申該切棄地及び浸水が正常幅については、入 1、対下の方針によるものをいう。以下同じ。) に対して薄粒的薄膜及び浸水が正常幅が保持で がに対して薄粒的離極及び浸水が正確値が保持で がに対して薄粒の薄膜及び浸水が正確値が保持で がに対して薄粒の離底及び浸水が正確値が保持で がに対して溶液はするものをいう。以下同じ。) に対して薄粒の離底及び浸水が正確値が保持で がに対して溶液するものをいう。以下同じ。) に対して薄粒の単位をが正確値が保持で がに対して溶液とがでは、基準数の整態がからの整値 計算により、各種が、影性に接続がの機能地形、非液の繁 がに対して海底による地では、基準数の整態からの整値 計算により、不能による地域の地域がありの整値 が地及が石を結び上の人工構造がを含慮すること。 2、また、準度による地域のの原体をできますること。 3、3、入力準度の過ごとの人工構造が多数 がのの個を適切に評価しち建すること。。 (6階) (6階) (6階) (6階) (7七) (6階) (7七) (7年)	

·刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20	)版)	東海第二発電所(20	18. 9. 12 版)		島根原子力発電所 2 号炉	備考
番金ガイド  3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価  (要求事項等への対応があるかについて検討し、可能性がある場合は、敷地  次に示す可能性があるかについて検討し、可能性がある場合は、敷地  への選上経路に及ぼす影響を検討する。 ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化  (確認状況)  (確認状況)  (確認状況)  (確認状況)  (確認する場合は、機能制定を踏まえ選上経路に及ぼす影響を検討した。 こもお塩化スはすべり、も 下を考慮し、解析結果を踏まえ選上経路に及ぼす影響を検討した。 よ海地域的 Ssによる性が確認された構造物ではない発電所的  並及の到達に対して確認す  ない状態の地形  の同記者而について、基準地震動 Ssによる特面崩壊を検討した。 、発電所敷地の中央に位置する中央上結場及び流流側が潮堤内敷地  の周辺身面について、基準地震動 Ssによる斜面崩壊を考慮し、保  対に設定した土砂の堆積形状を反映した地形  ・発電所敷地の中央に位置する中央土結場及が流流側が潮速内敷地  の周辺身面について、基準地震動 Ssによる斜面崩壊を考慮し、保  対に設定した土砂の堆積形状を反映した地形  ・発電所敷地の特別、連接的に設定した土砂の堆積形式を反映した地形  ・発電所敷地のの調上はなく、以上の地形変化については敷地の遡上  経路に影響を及ぼすものではないことを確認した  「別添 I II I I 3(2)]	上に河川, 水路が存在し, 地震による河川, 水路 (2) 敷地周辺に津波の遡上・流下方向に影響を与える可能性のある河川, 水路が存在して流路の変化が考えられる	係る評価 3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 [要求事項等への対応方針] [要求事項等への対応方針] 放に示す可能性が考えられる場合は,敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。 路に及ぼす影響を検討する。 ・ 基準地震動 S s に起因する変状による地形,河川 (人慈川,新川) 流路の変化 ・ 繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形,河川 (人慈川,新川) 流路の変化 河川 (人慈川,新川) 流路の変化	、遡上及び流下経路 (1) 遡上解析に当たっては、遡上及び流下経路上の地盤ついて、地震による では神波による地形 流動化又はすべり、標高変化を考慮した遡上解析を実 は、遡上波の敷地へ あ。なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達 面が、遡上波の敷地 に対して障壁となっている箇所はない。 価を実施する等、特		(4) 基準制度及び入力連接の配径に当たっては、詳 (5) 基準制度及び入力連接の配径に当たっては、詳 だはことを連載する。 とを確認する。 (2) 海域内の間のはが開始に関している。 (2) 海域内の間のはが指数に関している。 (3) 海域内の原域内の原域の原列を建設。 (3) 海域内の原域内の原域の原列を建設。 (3) 海域内の原域内の原域の原列を建設。 (3) の原列の方面によります。 (3) の原列の方面によります。 (3) の原列の方面によりませい。 (4) の原列の方面によります。 (4) の原列を指数によりましている場合。 (4) の原列を指数によりましている場合。 (4) では、たいるが、他のかり、単数のを開発に (4) の原列を指数によりましている場合。 (4) の原列の方面の原列を認定している場合。 (4) の原列の方面の原列を認定している場合。 (4) の原列の方面の原列を認定している場合。 (4) の原列の方面の原列を開発により、一部を成りを (4) の原列の方面の原列を表してしている場合。 (4) の原列の方面の原列を表してしている場合。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の方面の原列を表している。 (4) の原列の原列を表している。 (4) の原列の原列の原列の原列の原列の原列の原列の原列の原列の原列の原列の原列の原列の	備老
<ul> <li>3.2.2 地茂・神波による地形等の変化に係る評別 (利用基準における要求事務の変化に係る評別 (利用基準における要求事務を含むる場合は、敷地への選討すること。 ・ 地震に起因する要状による地形。 河川流路の・・ 乗り返し襲来する津波による地形。 河川流路の・・ 乗り返し襲来する津波による地形。 河川流路の・・ 乗り返し襲来する津波による地形。 河川流路の (1) (3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、 遡上及こその周辺の地鑑について、 地震による流状しては津波による地形変化、 標高変化が考数 数地への到電 回り込みによるものを含む あっている場合は、 当該斜面の地震時及び対 なっている場合に、 当該斜面の地震時及び対 重要施設の関辺斜面と同等の信頼性を有するの留意が必要である。</li> </ul>	(2) 敷地周辺の遡上経路上沿の地間の前線、周辺等の場合は、遡上波の敷地への到達の場合は、遡上波の敷地への到達の下河川、水路等が 津波の 遡上・流た 河川、水路等が 津波の 遡上・流え、遡上波の敷地への回り 込みのえ、遡上波の敷地への回り 込みの	か。 地震・津波による地形等の変化 単における要求事項等】 す可能性が考えられる場合は す影響を検討すること。 に起因する変状による地形、消 区し襲来する津波による洗掘・ 絡の変化	【確認内容】 (1)(3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、 上の地盤並びにその周辺の地盤に 液状化、流動化又はすべり、もしく 変化、標高変化が考えられる場合に の到達(回り込みによるものを含む て確認する。なお、敷地の周辺斜面 への到達に対して障壁となっている の地震時及び津波時の健全性につい 辺斜面と同等の信頼性を有する評価	釈, 針に係る 項		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
柏崎刈羽発電所 6 号及び7 号炉 耐津液設計方針との適合状況 (4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、 データ及び条件並びに評価結果を確認する。 [別添1 II.1.3 (2)]	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 2) 敷地の北方約 2kmの位階に久慈川、南方約 3kmの位置に新川が存在する。久慈川流域の標高が T.P. +5m 以下であるのに対して敷地北方の標高は T.P. 約+ 10mである。また, 新川流域(海岸沿い)及び敷地南 方の標高はともに T.P. 約+10mとなっている。この ため, 久慈川及び新川から, 敷地への遡上波に影響 することはない。 であるが, 津波遡上解析への影響を 確認するため, 解析条件として沈下なしの条件に加え て, 地盤面を大きく沈下させた条件についても考慮す る。また, 敷地内外の人工構造物として, 発電所の総 湾施設である防波堤並びに表域港日立港区及び表域 港湾陸那両港区の防波堤については, 基準地震動によ る形状変化が津波の遡上に影響を及ぼす可能性があ ることから, その有無を遡上解析の条件として考慮す ることから, その有無を遡上解析の条件として考慮す ることから, その有無を遡上解析の条件として考慮す ることから, その有無を遡上解析の条件として考慮す ることから, その有無を遡上解析の条件として考慮す もく沈下させた条件について考慮する。	適合のための対応状況 適合のための強認事項 (は野族盟)の入力譲続高さとして政定している。	
基準算波及の網接波設計力針に係る審査ガイド 標高変化。利用流路の変化について、基準能態動いないことを確認する。 を基に圏上解析の初勝条件として設定していることを確認する。 (4) 地震による地磁変状。約両前等等の評価については、適用する手法 データ及び条件並びに評価結果を確認する。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 段の留意が必要である。 (2)敷地周辺の適上経路上に河川、木路が存在し、地震に よる河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起 因して流路の変化が考えられる場合は、適上波の敷地 への到達の可能性について確認する。 基準地震動 S による被害規定を基に適上解析の初期 条件として設定していることを確認する。 第用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認 する。	高電子可能が扱い。 基準を及び開始できます。 事業立イドの概念等項 (	

所刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(201	8. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備
(最高を表するである。	東海第二発電所 東波設計方針に係る審査ガイド 東海第二発電所 水事項等】	[確認内容] (1) 入力律波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を (1) 入力律波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を 表示していること。なお、潮位変動等については、入 神波を設計又は評価に用いる場合に考慮するもの きする。 (2) 人力律波の設定に当たっては、入力律波が各施設・設 (2) 人力律波の設定に当たっては、 神波の高さ、 連度及 個の設計に用いるものであることを念頭に、 神波の高 で衝撃力に着目し、 各施設・設備において算定された さ、 津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定 とた金頭に 関値を安全側に評価した値を入力律波高さや速度と した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対 して設定することで、各施設・設備の構造・機能負傷モードに対 に対する効果 (浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等) 傷に影響する浸水高, 波力・波圧について安全側に評価 にする効果 (浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等) 傷に影響する浸水高, 波力・波圧について安全側に評	(4) 新紀2000 A Particular Control (1994 (1995)	

· M	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版) 島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(3) 新春年後後の日曜日本部は大力に移り着後分と P	

J羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	# 解析療及び倒体激励計力針に係る審索ガイド (本級的 3.4 推動にあるでのでの場合を表しているの表面を頂(水位変		

羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(1) 新版が大学を記していることを確認していまっている。 東京地面 1 年の。	事権第三条循所 耐津波設計方針に係る審査ガイド 東海第三条電所 耐津波設計方針に係る審査ガイド のように評価し考慮している。 のように評価し考慮している。 以下の例の のように評価し考慮している。 以下の例の のように評価し考慮している。 なばして、 政下の例 のように評価し考慮している。 なばして、 随郷発生状況 (程度、台 面		備考

刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	備考
(3) 地殻変動所は、人力解放の液脂を手がから適切に算在しばするこ (3) 人力神経の液脂を手がから原位される地域を動削は、大力解放の液脂を子がから適切に算在しばれるの、20mのが (20mのが 20mのが 20	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
基準情報及び面積被設計方針に係る審産ガイド (3.3mの階域の过降が起立さる。また、2011年東北 (3.4mの階域の立降が20m2 (2.11年東北 (3.4mの階域の立時が20m2 (2.11年東北 (3.4mの階域の立時が20m2 (2.11年東北 (3.4mの階域の立時が20m2 (3.11年東北 (3.4mの階域の立時が20m2 (3.11年東北 (4.1 ) 数値の存性に応じた業被防護の基本方針 (3.14年東北 (4.1 ) 数値の存性に応じた業被防護の基本方針 (4.1 ) 数値の存性に応じた業被防護の基本方針 (4.1 ) 数値の存性に応じた業被防護の基本方針 (4.1 ) 数値の存性に応じた業被防護の主本方針 (4.1 ) 数値の存性に応じた業被防護の対理及び設本銀元の (4.2 ) 数値の存性 (4.2 ) が (4.3 ) が (4	島根原原 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	備考
	## 第二発電所 耐津波設計方針に係る審査ガイド    1.31mの階級の沈降が超定さる。また,2011年東北 地方太平洋沖地震では、敷地全体が約0.2m沈降していた。   1.4	(1974年7日 - 東海に対する安全性

· 5 刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(1) 機能の対抗に係る事件ガイド (編を発表を対抗しています。 (2) (報告 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	上手準接及び順洋接続計方針に係る審後ガイド	(3) 能性から2008年301 (40)	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(2) 整理が対比が対比にある新生ガイド (3) 整理が対比による新生ガイド (4) 整理が対比によっては、対している新生ガイド (5) を表す。 (5) を表す。 (6) では、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対している対しには、対しには、対しには、対しには、対しには、対しには、対しには、対しには、			

· 外羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
② 6 りが2 7 りがつのような情報が対象機関の内容が影響が発展できます。 「おこの 2 と 5 に 5 が に	年帯岸波及び耐岸波設計方針に係る審査ガイド     「下、箱水ボングニが高井が2000円が高度を発売して、	### SAND TRANSPORT OF THE PROPERTY OF THE PROP	

拍崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
展的的社会との場合を表すイド 自動を対象を関係を表する。	基準律波及び順律波設計方針に係る審技ガイド 相程及びK頭に対して、基準津波記計づ針との適合状況 (1) 整化の浸水の可能性のある経路(圏上部路)の特定 (1) 整化の浸水の可能性のある経路(圏上部路)の特 (3.2.1)における整地周辺の圏上の状況、浸水酸の分 布等を簡末え、以下を確認する。 (1) 数性のの資水の可能性のある経路(圏上部路)の特 原の原性服・高さに、基準事族による圏上級が選接 原の原性服・高さに、基準事態による圏上級が選接 原の可能での際の原理・高さに、基準事務による圏上級が選接 原のでこと、または、到達したなよう洋酸防薬施設を 設置していること。 の理性が顕確認を設置する以外に既存の地口資料。 (2) 設計基準対象施設の洋薬防薬物理の (2) を持ていていると 政理していること。 の理性防薬施設を設置する以外に既存の地口資料。 (3) 数性の高さは下による 対域や形の (4) を提出が (4) を提出が (4) を提出 (4) を 対域を対すいる資本の高されている機能の含され (4) が設置されている機能の含され (4) が設置されていては (4) が設置されている (5) を があるされて (4) が設置されて (4) が設置されて (4) が表別をは (5) に	(1) (1985年)	

崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
4.2 報告の記名の出版記録を対する事件を	基準音波及び順音波設計力針に係る審皮ガイド		

· 刘羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
新聞の対象及の場所を表現する。	本語音音波及び創音波記計が對に係る審査ガイド (3) 音楽語の12 (4) 音楽語の13 (5) 音楽語 (5) 音楽 (5) 音楽 (5) 音楽語 (5) 音楽	### ### ### ### ### ### ### ### ### #	

白崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
無確認及を制度を表現を表現を表現を表現を表現という。 ・	基準計数及び順件数設計方針に係る毒金ガイド  1.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止  1.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止  1.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止  1.2.2 取水路、放水路等の経路からの海波の流入防止  1.2.2 取水路、放水路等の経路からの海波の流入防止  1.2.2 取水路、放水路等の経路からの海波の流入防止  1.2.2 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性  1.2.3 取水路、放水路等の経路から、洋波が流入する可能性  1.2.4 取水路、放水路等の経路がた、洋波が流入する可能性  1.2.5 取水路、放水路等の経路が、洋水の可能性のある経路(原)  1.2.5 取水路、放水路等の経路が(消入方の可能性のある経路(原)  1.2.5 取水路、放水路等の経路が(消入を防止する)、減水が高が高を増加にから経路(流入を防止する。  1.3 乗ん  1.3 乗ん  1.4 乗場については、取水路、放水路・放水路・放水路・放水路・放水路・放水路・放水路・放水路・放水路・からの海波の流入の可能性がある。  1.4 乗船の海水流入の可能性のある経路(流入経路)(1.5 乗地の中海波流入については、原水路・放水路・放水路・放水路・水路がは、水路・水路が高・水路が高・水路が高・水路が高・水路が高・水路が高・水路が高・水路		

· 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(	<ul> <li>基準帯波及び耐帯波波計力針に係る療並ガイド</li> <li>(2)移在した端入経路における経療防緩艦股の配置・仕機</li> <li>(2)移在した端入経路における経療防緩艦股の配置・仕機</li> <li>(3)移在した端入経路における発療防緩施股の配置・仕機</li> <li>(4) 等域が防緩艦股の偏置・行業の機</li> <li>(5) を放び下が手</li> <li>(5) を放び下が手</li> <li>(6) を機能形式、形状</li> <li>(7) の設置されて参加</li> <li>(7) の設置されて多いを表があれてしたのない記書とするに成とがあれて、とものに対して、対域を発し、数本器のであれ、数本器のでの選及が表がより、構成され、発展では、対域の選上をあれた。数本器が、数本器がの要素が、対域の関上をあれた。数とののでは、対域の関上をあれた。数は、数を表がし、対域の関上をおいる。数本器が、対することが、数本器が、対する、数本器が、数本器が、以上では対し、対域の関係を表面を表えて、いる機能を表することが、数本器が、数本とのとによります。</li> <li>(6) 解析が、以上では、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の関係を表面には、対域の下に対して、対域の関係を表面に対し、対域の対し、対域の対し、対域の対し、対域の対し、対域の対し、対域の関係を表面に対し、対域の関係を表面に対域の対し、対域の対し、対域の対域の対域の対域の対域が対域の対域の対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対</li></ul>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)		島根原子力発電所 2 号炉	備考
## 1990	基準違反び耐津波設計力針に係る審査ガイド (3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方 (3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方 (3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置かる。 (3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置かる。 (3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置から。 以下に示す。 (5) 後水防止設備を設置する方針であること。 (5) 後水防止設備として, 原水路に放水部が前部間の設置が上で, 原水路に放水部グランドと。 以下、例示。 (5) 後水防止設備とは、原水路に放水部グランドと、以下、内部で (5) を発展を設置する方針であること。 (5) 下レン排出口逆上等, 原水路に放水部グランドと (5) を発放を配置や適止等, 原水路に放水部グートに (5) 和 海水 (5) 本ける電線管質通過。 並びに電気ボックス等に (5) 下の外に蓋、第金用海水ボンブとット (5) を開口部 (6) 「排水口等) (7) 下に (5) 不能 (6) 用間口部浸水防止 (6) 集水口等) (7) 下に (6) 上非な設置する。 (4) 編水による重要な安全機能への影響防止 (4) 編水による重要な安全機能への影響防止 (4) 編水による重要な安全機能への影響防止 (4) 編水による重要な安全機能への影響防止 (4) 編本による重要な安全機能への影響防止 (4) 編本による重要な安全機能への影響が正 (4) 編本による重要な安全機能への影響が正 (4) 編本による重要な安全機能への影響が正 (4) 編本による配置を表する (4) 編集を表する (4) 第本による (4) 第	4.3. [要の特徴等を考慮して、取水・放水 編水の可能性を検討すること。 放 が 放 なる浸水の範囲を想定(以下「浸水	(	

M羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(2) 特定した品入経路においる体部 (2) (2) (2) (3) 特定した時が影響が対することに表現を認定される体部を表現とない。 (3) 特定した電人経路においては、 (4) 特定した電人経路においるとは、 (5) 特定して関係と同様を設置しませる。 (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	基準律級及び耐津級設計力針に係る審査ガイド 本想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、 表型定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、 本間定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、 場定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、 場定範囲がある場合は、 浸水の可能性のある経路、 と	(4) 業後が全を確認を行する認めの解析が対象を表えている。	

6/7号炉 (2017.12.20版)	備
	新聞の方式は、特定した服務に対しては、特定した服務に対しては、特定した服務に対して、防水器、水 を実験する。 多があり、 カンクの小開係による最外の影像が活起で全を担わりの の個からが確立されていること。 機能がポンプリアに関わって、第一次 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 を表現では、カービン・ (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現を表現であれたプラファリア、第一位、 (単版を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を

1.1

崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
柏崎刈羽発電所6号及び7号が 耐津被設計方針との適合状況 フランジ部及び閉止板止水部が挙げられる。 補機治却権水ボンブのグランドはグランドバッキンが挿入され ており、グランドバッキン相さえを設置し、締め付けボルトで圧 縮力を与えてシールをするともに、適宜、日常点検及びパトロールを実施し、必要に応じて増上締めによる締め付け管理をしていることが。 また、グランド部における漏水はグランドドレン配管を介して ドレンサンプに排水されるが、ドレンサンプはグービン健健地下 にあり締岐と連接されているものではないたが、海水がグランド ドレンサンプに排水されるが、ドレンサンプはグービン健健地下 にあり海岐と連接されているものではないたが、海水がグランド ドレン配管を逆流して雄島に流入するようなこともない。 また、グランドドレン配管、ベント管及びプローオフ配管は、 それらの接合フランジ部にシール柱等の浸水対策を施すとも に、適宜、日常点検及びパトロールを実施し、必要に応じて増し 締めによる締め付け管理をしていることから、有意な漏水が発生 することはない。 一方、補機の存付で理をしていることから、有意な漏水が発生 また、ベント管はその接合型ととない。なお、ベント管 の止水部に、サールを実施し、必要に応じて相関に板にはそ の止水部に、サールを変施し、必要に応じて相ば確立とよる。 また、ベント管はその接合フランジ部に、取水槽関止板にはそ の止水部にフール体等の浸水対策を施することはない。 また、ベント管はその接合フランジ部に、取水槽関ル板にはそ の止水部にフール体等の浸水対策を施すとともに、適宜、日常点 検及びパトロールを実施し、必要に応じて相は構成さまりまでいた。 以上より、補機能が構造がが高ととない。 なお、補機格が増添水ボンプにはエアベント配管等の補機取水槽 たお、補助のはできにない。 なお、補機格の対域を形式となどのの連径はない。 なお、補機格が対策が正常を作して検討されるが、これら たお、補機格の対域を対象が後を応するをでして検討されるが、これら たお、 なお、補機能が対象が指上部等にはエアベント配管等の補機取水槽 上部床値を買く配管が機器付き配管として検討されるが、これら	発電所 耐津波設計方針との適合状況 数電点化範囲の境界における浸水対策 の対応方針】 溢水を考慮した浸水範囲,浸水最産を想定す 浸水量の想定に基づき,浸水防護重点化範 可能性のある経路,浸水口(扉、開口部、 特定し,それらに対して浸水対策を実施す を実施する。 液による種屋内の循環水等の機器・配管の 数による種屋における地震時のドレン系ポンプ る地下水の流入等の事象を考慮する。 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管や敷地内のタン 数による屋外循環水系配管を敷地内のタン 数による屋外循環水系配管を敷地内のタン 数による屋外循環水系配管を敷地内のタン 数による監外循環水系配管を敷地内のタン 数による監外循環水系配管を敷地内のタン を表慮する。 機器・配管等損傷による津波及び系統保有水の 等を考慮する。	通合のための確認事項   通合のための確認事項   1	
相応刈羽発電所6 5及び7-5 力ランが部及び関止板止水 指機が車棒水ボンブのかったおり たおり、グランドバッキン 着力を与えてシールをする かを実施し、必要に応じて をにたから、有意な漏水な また、グランド部におけ ドレンサンプに排水される にあり海域と連接されて、 にあり海域と連接されて、 下レンサンプに排水される に、適宜、日常点後のが、 がのな合フランが部に がかによる器の付け管理を また、グランドに火配 をがによる器の付け管理を また、グランドに火配 をがによる器の付け管理を また、が多ケレに整理がは、 がのは水間に、一ル材等の後 のは水質がまたは補機取水槽の、 大下音を介して整理が高 など、音を介して整理が高 など、音を介して整理が高 など、音を介して整理が高 など、音を介して整理が高 など、中でをかして整理が表 のは水質がまた。 大下の検 のは水質がまた。 を加まりも高所に等いた後 など、音を介して整理が表 など、音を介して感性の表 など、音を介して感性の表 が防護対象設備を内向する なお、補機が均薄を内向する たな、補機が均薄を内向する たな、補機が均薄を内向する たな、補機が均薄を内向する たな、補機が均薄を内向する たな、補機が均薄を内向する たな、補機が均薄を内向する たな、補機が均薄を内向する をない、音をが原数	は 発養 後 後 後 後 後 を は の の の の の の の の の の の の の	議合のための対応状況 ルまでに生じる途水量、保着水による磁水量の合計 からタービン建物(核水器を設置するエリア)の浸 水盤水塩出口手の利比までに生する最水量につい では、インタービン建物の漏えい信号で作動)による商 類本ボンブの停止及び核水器水室出口手の用止ま でに生じる塩水量を提出する。 本格橋環水ボンブエリアでの網環水系置管に ついては、毎年地震がは、下での網環水系置管に ついては、毎年地震がは、一て一般が記れていい。 最外域では存成が大フエリアで海線水水型管に 東水橋衛環水ボンブエリアに薄炭は高入しない。 高地震に起因する地下水の流入については、地酸 に、より地下水域が高入しない。 高地震に起因する地下水の流入については、地酸 に、より地下水域が高入しない。 高地震に起因する地下水の流入については、地域 に、より地下水域が高入しない。 の流気バニンいて、地域による種物の関連が に、より地下水域がある。と、たる地線がの関連が に、より地下水域が高入しない。 高地震にはないて、地域による種物の関連が を促在し、かび海社の程度に応入しては平 を促在して、中本物を設置する準がの関連が の流工上生に得る単物間の機間部が地下端によ を促在したがに、タービン建物(電鉄を を促在したない。 の流工上生に得る単物間の機間部が地下端によ を促在したがに、タービン建物(電鉄を を保証したよりに表して をの確しないては、タービン建物(電鉄を を を を の施工上生に得る単物間の機間部が地下端によ の施工上生に得る単物間の機間部が地下端によ の施工上生に得る単物間の機間部が地下が を を を の施工上生に得る単物間の機間部が地下が を を の施工上生に得る単物間の機間部が地下が を を の施工上生に得る単物での を を の を の を の を の の の が の の の の の の の の の の の の の	
政設計力針に係る審査ガイド	審査ガイド る浸水対策 2 水量を安全側に 2 、浸水防護重点 水口(扉、期口部、 2 水対策を施すこ ((((((((((((((((((((((((((((((((((((	基準律波及び耐棒波投計が針に係る ・ 地下木の流入量については、何えば、ドレン系 が停止した土で、当該地下水位を安全側(高め)に 酸でした上で、当該地下水位を安全側(高め)に 離するか、又は砂塊壁原因のドレン系による1 目当たりの排水量の減積値に対して、外部の支援を 期待しない約7 日間の積積値を採用する等、安全 側の仮定条件で算定していること。 の 施設・設備加工上生じうる原間部等についても 留置し、必要に応じて考慮すること。	
基準款及び配	基準津波及び耐津波設計方針に係る 4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界におけ 【規制基準における要求事項等】 津波による溢水を考慮した浸水範囲、資 視定すること。 浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づ 化範囲への浸水の可能性のある経路、浸 貫通口等)を特定し、それらに対して診 と。	設置許可基準規則/解釈、 基準療及V部件接設計分析に係る 審査分イドの要求事項	

奇刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
基準体接及で銀体接受けが対して、	(6) 地方の原本技術が表現があることを確認する。 (7) 地下の原入権所、対象機関に対すこの適合状況 (8) 地方の原本を発展に対する。 (8) 地域による値がある。 (9) 地域による値がある。 (1) 神域による値がある。 (1) 神域による値がある。 (2) 神域による値がある。 (3) 神域による値がを対象をあることを確認する。 (4) 神域による値がを対象をあることを確認する。 (5) 神域による値がを対象をあることを確認する。 (5) 神域による値がを対象をある。 (6) 神域による値がの形域を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		

崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
相応刈羽発電所 6 号及び7 号炉 耐津波設計方針との適合状況 [4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内部防護)」に記載する、タービン補機冷却水系熱交換器を設置するエリアにおける強 (1.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内部防護)」に記載されて自合される。 (1.4 重要な安全機能を有する施設の海投設開業 対象設備のうち「大漆側敷地(正水 S.L + 12m)に設置される建屋、区画、かつ設計基準対象施設の海投設開発の資本に設置しての海水による浸水の可能性に設置される建屋、区画への海水による浸水の可能性に設置される建屋、区画への海水による浸水の可能性に設置される建屋、区画への海水による浸水の可能性は設力、東土の土 (2.4 三 上 2.5 に 上 12m)に設置される建屋、区画、かつ設計基準対象施設の津投防護対象設備、対し、に設置される建屋、区画、かつ設計基準対象施設の津投防護対象設備、及び「大漆側敷地(正水 S.L + 12m)に設置される建屋、区画、に対包される設備についても、これらを内包するいずれの建屋・区画」に対包される設備についても、これらを内包するいずれの建屋・区画 に対るされる設備についても、これらを内包するいずれの建屋・区画 に対のされる設備についても、これらを内包するいずれの建屋・区画 に対のされる設備についても、これらを内包するがは近接するのではないため、同施設等における潮水による浸水の可能性はないため、同施設等における潮水による浸水の可能性はないため、同施設等における潮水による浸水の可能性はないため、同施設等における潮水による浸水の可能性はない。	第三発電所 耐津波設計方針との適合状況 国内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の 想定 一ピン建屋における溢水については、循環水系 の伸縮維手の全円周状の破損(リング状破損) に地震に起因する耐震 B クラス及びC クラス の破損を想定し、地震加速度大による原子がス よ及びターピン建屋復水器エリアの漏えい信 作動するインターロックによる循環水ポンプ に地及び後水器水室出入口弁の閉止までの間に る溢水量と、溢水瀬となり得る機器の保有水に 36次量及び循環水系配管の破損箇所からの詳 流入量を合算した水量が、ターピン建屋空間部 36次量及び循環水系配管の破損箇所からの詳 26次十日ックにより復水器水室出入口弁を閉止 たとにより複水部を登出入口弁を閉止 27により 2000 2010 2010 2010 2010 2010 2010 201	適合のための対応状況 適合のための対応状況 適合のための対応状況 様本ボンプの機能を保持できる設計と、「隣 なり増生る器しよう。 を申削する器目よう。 自力には、非常用能水治域系の海水ボンブの取 ついて、以下の方針とする。 ついて、以下の方針とする。 ついて、以下の方針とする。 この海水ボンブ位置の評価水位を適切に算 系の海水ボンブ位置の評価水位を適切に算 がの海水ボンブ位置の部価水位を適切に算 がの海水ボンブ位置の部価水位を適切に算 がの海水ボンブ位置の部価水位を適切に で数値とよる水位の低下に対して、非常用能 がの海水ボンブ位置の部面水位を適切に で数値とよる水位の低下に対して、非常用能 がの下に対して、国水能及が管 ため、水間の神社を考慮して、国水能及が管 いて非定常管筋液の連線式及び運動力程式 ため、水間の神社を考慮して、国水能及が管 いて非定常管筋液の連線式及び運動力程式 に対しておりとする。 本口、取水管、取水路及び吸水槽に三名経路 いて上、無位のほちつきの加算による安全側に評 値を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮 値を支端する。 に、離位のほちつきの加算による安全側に評 値を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮 値を支端する。 は、非性機能を収集の対象がを表がよりの取 に、非常用能水治却系の海水ボンブの取 は本ボンブを作止する。 は、非用能水が均系の海水ボンブの取 は、非用能水が均系の海水ボンブの取 は、非用能水が均系の海水ボンブの取 は、非用能水が均系の海水ボンブの取 は、非用能水が均系の海水ボンブの取 は、非常用能水が均系の海水ボンブの取 は、非用能水が均系の海水ボンブの取	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
基準が及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	度波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 東海 ・側の想定を実施する方針であることを確認す 事業 ・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の 方 による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢 やによる地下水の流入等の事象が想定されて 機器 ではクラス建屋における地震時のドレン系ポン 停止による地下水の流入等の事象が想定されて 機器 ではたったる地下水の流入等の事象が想定されて かり ではたいること。 もで を放ける流水事を開びたいること。 よる 大神波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し から をが、考慮されていること。 よる 大力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し から をが、考慮されていること。 よる が不くがるによる値水量については、内部溢 イン おける流水事象想定を考慮して算定していること。 おける流水事象想定を考慮して算定していること。 たま をが、ままれていること。 よる 大力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し よる をが、表機器・配管損傷による値水量については、内部溢 イン をはるが、す象想定を考慮して算定していること。 おける流水事象想定を考慮して算定していること。 かぶんを考慮するか、又 を建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水 数本 を建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水 数本 を建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水 数本 を建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水 数本 を建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水 を建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水 を建産に対して、外部の支援を期待しない約7 の描算値を採用する等、安全側の仮定条件で算 線木	(5) 本位変動に伴う取み性低下による重要な安全機能を有する施設への影響的止(海水ボンブル水性) 最響等型型 事態とび警事が取りが事件にある。 事態が100 「安全機能が削なわれるおそれ。 がないものでなければならない」を確たすために、 がないものでなければならない」を確たすために、 基準機能に対する設計はあるとい。また、最準の影響が止 国 本位変動に伴う取水性低下による重要な安全機 関への影響を助止すること。をかたり、非常用格水 海線によるが変数に伴うのの砂型といっては、基準構設し需要が (1) 現水筋の神性を考慮した海水ボンブ化酸の評 による板変動に伴うの砂の型とが、中が用作が 海域によるが変数によるとし。また、基準構設 原本がは、2000年により の 取水部の砂の型とが、中が用をがよが適切に算定されていることを確認する。 保険できる設計であること。また、基準構設 原本がは、反が破別によるが変がによる影響、神波の高端的に ないては、基準機能によるがでが発展でき、かつ 取水口形からの砂の型とが、中で 原本がよりが発展によるが変が が、一で を中できる設計であること。 ないて は、またが変がによるが の 取水部の形状によるでがな影響 (た臓、砂修動及び の 取水部の形がによるがの低下による の 取水間を水が速度できる設計であること。 の 取水部の形がによるがの低でによるが の 取水間を水が速度できる設計であること。 の 11年数分イド、規制基準によるが の 12年数が の 12年数が の 12年数が の 12年が の 12年数が の 12年数で の 12年数が の 12年数が の 12年数が の 12年数が の 12年が の 12年数が の 12年が の 12年数が の 12年が の 12年数に下はいていること。 の 12年が の 12年	
	接 (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は		

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
4.12 なるを機能である。	基準存扱及び倒性複数計力針に係る審査ガイド 部する。なお、インターロックにより確認水ボンイン し、必要に応じても優古 により で	(	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
4.3.3 単次に関係では対しが対しに対して対して対し、		The first of the	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
4.4 能変が交合機能を有する機能を有する機能を行うを開発の内臓 (1945)	本語 本体度及び面件後設計方針に係る審点ガイド (1. 14 本後のでは、 24 を制度に対して、 24 を制度を制度による重要な変色機能 (1. 14 本を制度を引き、 24 を制度を制度を制度 (2. 14 本を制度を引き、 24 を制度を制度 (2. 14 本条 用係 本の 24 本の 2		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
現場体度及び前性が設計/分析に係る事を対す	基準律波及び創作数記計力針に係る審査切イド (報答第二角電所 衛神波設計力針との適合状況 (1.1 東北 (1.2 ) を (1.2 ) を (1.3 ) を (1		

(3) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(権) (4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4.4.2 浸水防護重点化範囲への浸水の (4.4.2 浸水防電ルで浸水が (4.4.2 浸水防電 (4.4.2 ) (4.4.2 浸水防電 (4.4.2 ) (4.4.2 ) (4.4.2 ) (4.4.2 ) (4.4.2 ) (4.4.3 ) (4	度計方針に係る審査ガイド 東海第二条電所 耐津波設計方針との適合状況 の収水可能水位が下降側評価水	基準律及公部律数を計が持に係る 審生ガイドの確認が等 1-6 権援監視について、整性への確認の確認を是表面 こと、また、上昇幅及で再級の需求を監視できる分針とす こと、また、上昇幅及で再級の需求を監視できる分針とす こと、また、上昇幅及で再級の需求を監視できる分針とす の、また、設置の概として、おおよその位置と 対象から計画であることを確認す 別様がにはげでしまわてかる。 10 海域監視に対してのとおりでかる。 別体がにはげてのとおりでかる。 別体がにはげてのとおりでかる。 別体がにはげてのとおりでかる。 別体がにはばてからあることを確認す により、整地への非数を確認を有し、もの位置には整置 提力を置いる。 対象を関係の含まし、特別の言葉に対象で を関係の高として、おおよその位置と により、海域を関係を関係しています。 対象を関係の高として、特別の の情 を変する。 対象を開催しています。 は、上のにより、一、中、一、中、一、中、一、中、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	備考

*** 自動の利用型のより及びより、自動の対象を受す。  *** (19 ***) というとお出れのなると、これを、これが、自動の対象を受す。  *** (19 ***) というというというというというというというというというと、  *** (19 ***) というというというというというというというというというというというというというと
####################################

拍崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	編纂が取りの面上解析: (1)	1. #EXPLICATION   SERVICE   SERVICE CONSISTING   SERVICE CONSISTING	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul> <li>近年後後の7歳時度後日から、大日本会の本をおりて下、一部本の38年的の前分を使じている。</li> <li>「250年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の1</li></ul>	基準律波及び耐洋波設計力針に係る審集ガイド 務の時にほんと、24人の第一体を決した。砂部人に対して、3.3 発情の第二年の指数が12年できる。 1.3 発情の解析のできる。 1.3 発情の解析のできる。 1.3 発情の解析のできる。 1.3 発情の解析のできる。 1.3 発情の解析のできる。 2.4 かり 1.4 が 2.4 かり 2.4 かり 1.4 が 2.4 かり 1.4		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
### 12. 12. 2. 20 日本	基務等に係る毒金人イド の存口全てを完全に国籍させることはなく、原本権への存口全てを完全に国籍させることはなく、原本権への解すない。 第四条 保内に基金することはなく、原本権・ 1 を創集することになる 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電	所(2018. 9. 12 版)	島根	<b></b>		備考
##### 2000年   100-12-25-15   100-1	及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 東海第二要求事項等 要求事項等】 [要求事項等の繰り返しの襲来を祭知し、津波防護施設、 敷地への)の機能を確実に確保するために、津波監視 及び浸水防ること。 に、津波監 にット水位 さこと。	(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。ま (1) た、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の方式等について把握する。	基準事度及び動産設計が17年に係る 審査がイドの確認内容 適合のための検討を決し 適合のための確認事項 適合のための確認事項 審査がイドの要求事項 審査がイドの要求事項 権産がイドの要求事項 権力 (	新活的場所と対象で加えて高く。	る。 ・	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12 片	反)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
1.6 本化金銀行 7.6 年度 2.6 年度 2.6 日本 1.6	基準津波及び耐津波設計方針に係る審産ガイド する。制化計は、津波の上昇側の水位配租を目的に、 神波及び漂流物の影響を受けにくい取水口入口近份 の取水路側壁に設置し、津波監視機能が十分に保持で 5. 植設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計 【規制基準における販水事項等】 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による優 全及び光期に対する銀抗性並びにすべり及び転倒に対す 各安定性を評価し、超流時の副性にも配慮した上で、入力・強力に対する特抗性並びにする安定性を評価し、超流時の副性に も可慮した上で、入力・強変に対する神波防護機能が十分に保持できるよう設計 すること。	【確認内容】 (1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。 なお、後段規制(工事計画認可)においては、施設の 寸法、構造、強度及び支持性能(地盤強度、地盤安定 性)が要求事項に適合するものであることを確認す あ。		

	島根原子力発電所 2号炉	備考
個   画   画   画   画   例   分   分   分   分   分   分   分   分   分	で 備 く fo my 4f mg fo 前 fu	
帝電所 耐洋波設計方針 2 が十分に保持できる設計 合 は 一 の い て 、 設定 の 考え 合 は 及 び 防 動 編	適合のための対応状況 海合のための対応状況 本職、値水器・対象が進止中、除した機工リア的木配。(東水路工) 7 本部。(東水路工) 7 本部。(東水部工) 7 本部。(東大部工) 7 本部。(東大部上中、隔離年、ボンブ及び配管並びに貫通部上本地震力に対して設水力に機性できるよう設計する。また。(東北) 2 大中原に対して設水力に接触できるよう設計する。なお、意水財電点した。(東北) 2 大中原に対して設水力に設定する海域に接続・3 年代、2 大小市域に対して対して発生に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に	
4   k   東海第   東海第   東海第   東   東   東   東   東   東   東   東   東	基準維波及び耐性波旋計が針に係る 審並ガイドの確認内容 電並ガイドの確認内容 1.0 要求事項に適合する設計が針であることを確認 する。なお、後長期間 工事計画等のにおいては、 のであることを確認する。 のであることを確認する。 のであることを確認する。 のであることを確認する。 のであることを確認する。 のであることを確認する。 のであることを確認する。 に対いては、設計が単一 を及び呼び服果 当該構造的全体の変形を1に対して に及び呼び服果 二該構造的全体の変形を1に対して に及び呼び解析と同様に、加速のき に対な実術を有し、かつ意味的止機能を注す こと)の項目についての考え方を確認する。	
7学に係る審査 力津波に対し、 がなされること いて、設定の3 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸る。 175寸をの言。 175寸をの管定 合理的な頻度 後能保持限界。 (終局耐力時の 神波助力等の 神波防護機能。	(2) 浸水防止設備 整電計では「海球機関」/解散、 基準体放り順子を持ている東本車項 解散別配3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれ がないものでなければならない。を満たすために、 基準体放けを構成及び浸水が止設備については、入 力溶液 (施設の消域に対する設計を行うために、消 部の伝播特性及び浸水が止設備については、入 が、以下の方針によること。。 一・②(省略) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
	<ul> <li>5び耐津波設計方針に係る審査ガイド</li> <li>遊島花棚に加え、入力津波に対して津波防機機(2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</li> <li>25 以下の項目について、設定の考え方を確認 (2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</li> <li>26 取計 がなされることの見通しを (2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</li> <li>26 取計 (例示する。 (2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</li> <li>25 合有重(的示する。 (2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</li> <li>25 合有重(的示する。 (2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</li> <li>25 合有重(的示する。 (2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</li> <li>25 合有重(の定して、設定の考え方を確認 (2)以下に例示する。</li> <li>25 合有重(の定して、対し、対定の管定指針等)及び、常時有重十準波有重十深流物衝突有を対して、サイト特性(分類の関係を、有して、サイト特性(分類の関係を、有して、サイト特性(分類の関係を、有して、対定の関係を、表にようの関方に対する機能保持限界として、当該機能に対する機能保持限界として、当該を表がを有し、津波防護機能を保持で対して、当該といの変形能力(終局耐力時の変形)に対し、常時荷重十準波荷重十条膜荷重</li> <li>3 的 所留 (2)以下の項目について、設定的環機能を保持限界として、当該を表がを有し、津波防護機能を保持でする。 (2)に対する機能保持限界として、当該を表がを有し、津波防護機能を保持するこ</li> <li>3 前 の (2)以下の項目について、設定の電に対する機能を保持限界として、当該</li> <li>3 前 の (2)以下の項目には、対する機能を保持限界として、当該</li> <li>3 前 の (2)以下の項目には、対する機能を保持限界として、当該</li> <li>3 前 の (2)以下の項目について、設定の表に対する機能を保持限界として、当該</li> <li>3 前 の (2)以下の項目に対する機能を保持限界として、当該</li> <li>3 前 の (2)以下の対する機能を保持限界として、当該</li> <li>3 に対する機能を保持限界として、当該</li> <li>3 に対する機能を保持限別子の表に対する機能を保持限別子の表に対する機能を保持限別子の機能を保持する。</li> </ul>	

· 刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	
(	基準律波及び解神激設計方針に係る審金ガイド (4 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	<u>備</u>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
本語 自動の一般の必要を表現しています。	基格律接換及び創帯接級計方針に係る審在ガイド ・ 業務的 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

拍崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(2) 能入した存殖的は、取水メンリーン等で除土することが設施 でもの、下水を削削を対象がなりである。 「おおりが は 1.2 を表すができます。 「おおりが は 1.2 を表すが は 1.2 を表が 1.2 を表が 1.2 を表が 1.2 をままが 1.2 を表が 1.2 をままが 1.2 を表が 1.	基準律級及び個律核設計力針に係る審査ガイド (4) が配備 ・		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 原作権医生物 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	と な 越 気 窓 湿 気 減 気 浸 温 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 表 車 機 ね ね ね ね ね ね ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	(1.上 野 計 間 添 切 ) にようい には、	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
前峰/J羽発電声6号及び7号年の最本設計方針との適合状況 質量があることから、6号及び7号年の取水口に到達する可能性 のあるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船等が挙げら れるが、6号及び7号年の取水口に対金が通径値程を有しているこ とから、取水性への影響はない。なお、6号及び7号年の取水口に 到達する可能性があるもののうち、最も重量が大きい作業総を海水 評配版と対する機等値として考慮する。 発電所に対する機等値として考慮する。 発電所に対する機能があるが、中盤に発電所近傍を通過する船舶 としては薄上保安庁の巡視船があるが、同能は津波警報等発令時に は緊急選達するが、非経 5m 以内の敷地前面海域にないことから 発電所に対する機能をならない。他に発電所近傍を通過する船舶 としては薄上保安庁の巡視船があるが、同能は津波警報等発令時に は緊急選達であるべー回転式スタリーン及びトラベリングスクリ ーンについては、潜途時には除塵装置に総トン数 104 程度の船 船が漂流めとして到底を表をから、10能は津波警報等発令時に は緊急選達であるべー回転式スタリーン及びトラベリングスクリ ーンについては、潜途時には除塵装置がに総トン数 104 程度の船 船が漂流めとして到産者の可能はがあるが、10能は建設警報を 電流物の衝突により除塵装置が破損し、変形あるいは分離・脱落 した構成部材が非常用痛水や均乗のボンイダの機器に影響を与える可能性に あることから、取水路を閉塞させることはない。また、分離・脱落 した構成部材が非常用痛水を出発させることはない。また、分離・脱落 した構成部材が非常用痛水を出発のボンでは原爆装配と構像取水槽と の同に約10mの距離があることから、構成部材は補機取水槽に到 適する前には降し、ボンブ等の機器に影響を与えることはない。 (別添1 II. 2.5(2)] 1分事故等対処施設に関する確認状況]	計車波設計方針との適合状況 計重及び地震荷重を適切に組合せ よる風荷重又は竜巻以外の風荷重 に(建設告示第1454号)」に基づく の基準風速による風荷重を考慮す 重 重 を考慮する。 位を考慮する。 位を考慮する。	瀬丘大海・ 瀬子は今 (	
5審査ガイド 関最があることから、65年で 10 であるものとして、発電所は、6のあるものとして、発電別れるが、6号及び7号が6号及び7号が6号を通りする。10 では 第電所に 放する 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	東海第二発電所 耐 高 一 荷重の組合社 る。 る。 園 荷 画 所 、		
基準律波及び衝洋波設計方針に係	基準律波及び耐律被設計方針に係る審査ガイド ・ とを確認する。 ことを確認する。 ことを確認する。 の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、人力律波に対して浸水防止機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界(当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、かつ浸水防止機能を保持すること)の項目についての考え方を確認する。 裁別を助止機能を保持すること)の項目についての場え方を確認する。 裁別において仕様(施工方法を含む)の確認を要する設備についての方針を確認する。	(5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
	基準 ・	並開業可力を推進的。  基準階級及び需用を指数の第十分に、20ような権限を発動  (は、このような権限、影幅についても、)  対して権限による影響の経験機能が保持  う割計するともに、上記の及びのを構  たし (密数)  (無数ガイド:規則基準における要求事  5.4 施設・設備等の設計・評価に終る機  5.4.1 推設が構施が保持  (表本施、数カ・数面・発布になる機  (表本施、数カ・数面・発布になる機  を施設・設備等の機能が保持の支持を30世代  (表本施、数カ・数正、洗細力、浮力等)  入力維致の時間が開発を発揮していて会際による  (表本施、数カ・数正、洗細力、浮力等)  大力推致の時間が振度を発して、次にデオ方針(24)  全施設・設備等の機能相係モードに対  を確定すること。  ・余競発生の可能性に応じて会際による  建設による有重との組合せを考慮して設定  ・分力が数の時間が振度機能が、浸水的  性を検討すること。  ・分類を生ことの相合性に応じて会際による  (表本施、数カ・数正、洗細力、浮力等)  大力推致の時間が振度を振りて、一・分が数の時間を終め、浸水の  の襲末による作用が速度体機能、浸水の  の襲末による作用が速度体機能を、浸水の  の襲末による作用が速度体機能を、浸水の  の解末による作用が速度体機能を、浸水の  の解末による作用が速度体機能を、浸水の  の解末による作用が速度体機能を、浸水の  の解末による作用が速度機能を、浸水の  の解末による作用が速度機能を、浸水の  の解末による作用が速度機能を、浸水の  の解末による作用が速度機能機能を、浸水の  の解末による作用が速度機能機能を、浸水の  の解末による作用が速度性機能を、浸水の  の解えている。  ***********************************	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
基準的接接(C)的指接(D)计算11. 係の審核ガイド	5.3 帯波艦視波幅の設計     「	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
4.6 再接股間 [ (所本における影本が別)		Example Continued to the continued of th	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<ul> <li>施工会社の記書と記述の記載を記ります。</li> <li>5. 塩型・溶剤の記書と対しており、原体と記述の記書を記ります。</li> <li>(国籍地域の記書とは、おりませんできた。 また、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは</li></ul>	接帯等級及び商産機の活力針に係る審査ガイド     解析第三発電所 原体機に係る 解析的基準の	The state of the s	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(2. 考慮する知見 (例	は、例えば抽出 なスタイイド  (2) 余震荷重の考慮 タスタディ等に 変を検討する方 変の被懲の活動 強の被懲の活動 を定義して考慮する。 基準律波のよ。 は動力によいて、 と基準違波によいて、 を存着したれる場合は、時刻歴数形に基づき、安全性 日本のること。 は、のあること。 は、のあること。 は、名施設・設備 存わること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、名施設・設備 であること。 は、一部を持つないては、編水、二次的 構造物全体の変 である。 は、一部を持つないでは、 を有する検討をしている。具体的には、以下のとおり である。 である。 ・基準律数に伴う取水口付近の砂の移動・堆積につ である。 ・本準律数に伴う取水口付近を含む敷性前面及び敷 は、一部で約の寄せ数及び引き数の方向を分析した上 とは開及がに基づい ・、基準違数に伴う取水口付近を含む敷性前面及び敷 地道物の寄せ数及び引き数の方向を分析した上 とは開及がに基づい ・ 本準確認の可能性を検討し、取水口の関連する ような感流物は発生しないことを確認している。 ような感流物は発生しないことを確認している。		備考
<ul> <li>○ 荷重の設定</li> <li>○ 海遊による荷重(波圧、衝撃力)の設定に関し、         (大工、国文名の暫定対象のでは関連など、よりのではよりの選及とは、</li></ul>	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査 の算に過程に介在する不確かさ した不確かさの要因によるパラメータ より、荷重設置に考慮する余格の程度 針であること。 ②余震荷重の考慮については、基準津波 に伴い発生する一部性がある余震(地) そのハザードを評価するとともに、基 時間のうち最大水位変化を生起する時 器生する余震レベルによる地震荷重と る荷重は、これらの発生確率の推定に を考慮して安全側に組み合わせる方針・ ③津波の繰り返し作用の考慮については、 の入力津波に対する許容限界が当該構 形能力(終局耐力時の変形)に対して十し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を て設定されていれば、津波の繰り返し 技的な影響は無いものとみなせるが、 響(砂移動、漂流物等)による異角的な 的な変化が考えられる場合は、時刻腫 た、安全性を有する検討方針であるこ	原業件可加速度の解析。 基準数数(2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul> <li>こ2 及会の上途回の記述</li> <li>(日本年度)上途回の記述</li> <li>(日本年度)上途回の記述</li> <li>(日本年度)上途の表別に関係については、3条数を開催における記を取りで記す。 (日本年度) (日本年度)上途 (日本年度) (日本年度)</li></ul>			

n崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉 備考
(3) 以外表現に 原金の方 大角接近において (2) ながには 魔についての (3) ながは (3) ながは (3) ながない (4) ながない	新華等級及び医療者談別 力を10年 (2018.9.9.12年 (2018.0.9.12年 (2018.0.9.12年 (2018.0.9.12年 (2018.0.9.12年 (2018.0.9.12年 (2019.0.9.12年 (2019.0.12年 (	島根原子力発電所 2号炉 備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul> <li>和崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐速波設計方針との適合状況</li> <li>5.3 津波監視設備の設計</li> <li>(</li></ul>			
5.3 津波監視設備の設計 「規制基準における要求事項等】 「報告と記しおのでは、許数の影響(成力、漂流物の衝突等)に対して、 影響を受けてくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力 (			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(2017.1.12.20版) (2017.1.12.20 版) (2017.1.12.20 版) (2017.1.12.20 K)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
右崎/知別発電所6号及び7号が 耐性波設計方針との適合状況 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4 1 建設防護施設, 浸水防止設備等の設計における検討事項 [要求事項等への対応力針] 建設防護施設, 浸水防止設備の設計及び際流物に係る推置に当たって、 建改防護施設、浸水防止設備の設計及び際流物に係る推置に当たって、 活掘力, 資力等) について、入力灌放から十分な糸俗を考慮に関して次 に示す方針を端足していることを確認する。 ・分極設・設備の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高, 波力・波圧, が掘力, 資力等) について、入力灌放から十分な糸俗を考慮して設定 する。 ・入力建改の時刻匯波形に基づき, 津波の繰返しの襲来による作用が津 波防護機能, 浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。 (1) 津波荷重の設定, 余震荷重の考慮及び津茂の繰返し作用の考慮のそ れではについては、以下のとおりとしている。 またれについては、以下のとおりとしている。 カガ津波が有する数値計算上の不確かさを考慮する。 a) 入力建設が有する数値計算上の不確かさを考慮する。 b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介 在する不確かさ			
基準油波及び耐性波設計方針に係る審査ガイド 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4.1 津坡防護施設、砂路山設備等の設計における検討事項 [規制基準における要求事項等] (			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
和崎刈羽発電所6号及び7号が 南津波設計方針との適合状況 5.4.2 漂流物による波及的影響の検討 [要求事項等への対応方針] [発表事項等への対応方針] [発表事項等への対応方針] [発達事項等への対応方針] [発達所収地内及び近傍において建動・構築物。設置物等が検損。倒竣、漂流する可能性について検討する。上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施す。 [41, 20 6号及び7号がでは、基準津波による遡上城を考慮した場合に 20 6号及び7号がでは、連波防護施設として位置付けて設計を行う海水 財配販売等に対しる。海水貯留販の設計においては、抽出した、海水貯留販の海水貯留機能に波及的影響が及ばないことを 海水貯留販に波及的影響が及ばないことを 海水貯留販施に波及的影響が及ばないことを 海水貯留販加海水貯留機能に波及的影響が及ばないことを 海ボ野電の海水貯留機能に波及的影響が及ばないことを 通認する。			
基準律法及び耐性投資計方針に係る審査力イド 5.4.2 漂流物による遊及的影響の検討 排版的基準における要求事項等】 排版的基準における要求事項等】 排版的基礎的外側の発電所使地内及び近傍において建物・構築物、設置 物等が被損、倒嫌、漂流する可能性について検討すること。 上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護 施設、浸水防止設備に設及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または 対な方針を確認する。 (2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持で あることを確認する。 の数地周辺の設置物等を網準的に調査したして、敷地周辺の陸域の建物・構築 的な方針を確認する。 が、一般地周辺の建設物等を網維的に調査した上で、敷地のの主立な場・構築 特路及び選上経路並びに津速防護施設の外側の発電所機地内及び近 傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針であること。 なお、漂流物の特定に当たっては、地震による損傷が漂流物の発生可 をなれ、漂流物の特定に当たっては、地震による損傷が漂流物の発生可 をはた高めることを考慮する方針であること。 なが、影響防止装置は、消波による抗力、漂流物の衝突による が間との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<u>w</u>			
(大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)			
か			
を で			
での耐染性 ない。 変しない。			
5.4.3 津政影響整成電影・設備の扱い 相応刈羽原子力発電所 6 号及び7 号炉の耐津抜設 減施設・設備の設置は更しない。 [重大事故等対処施設について] 重大事故等対処施設の津波防護設備も設計基 津波影響艦減施設・設備の設置は更しない。			
所 が の の の の の の の の の の の の の			
海經經濟 7.力発電 5.対処施 6.等対処施 3.減施設。			
○ 2 3 3 4 次 2 3 3 4 次 2 3 3 4 次 2 3 3 4 次 2 3 3 4 次 2 3 3 4 次 2 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 3 4 次 3 2 次 3 4 次 3 2 次 3 次 3			
海海 大			
がある。 を表する。 を表する。 を表する。 を整める。 を整める。 を表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、表する。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、。 を、。 を、。 を、。 を、。 を、。 を、。 を、			
編 の 多			
5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い [規制基準における要求事項等] 津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待 する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響 の軽減機能が保持されるよう設計すること。 津波影響軽減施設・設備は、及に子事項を考慮すること。 ・健震が津波影響軽減機能に及ぼす影響・機械機能に及ぼす影響・機能相係モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定 ・海波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ・機能内容] (1) 津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設 備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。			
帯響を 関連・ でた十分が では、 を持ずを を持ずる は を を を を を を を を を を を を を			
変ない面にないて津波影響軽減施設・設備の効果を期待 連載・設備の扱い 認施設・設備は、基準達に対して津波による影響 あよう設計すること。 満は、次にホナ事項を考慮すること。 機は、次にホナ事項を考慮すること。 数機能に及ぼす影響 がなした情重について十分な余裕を考慮した設定 が変したが重ない。 を表した設定 を表した。 をました。 を表した。 を表した。 を表した。 を表した。 を、 を表した。 を表した。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、			
で記れため では、 を を を を を を を を を を を を を			
名			
神 (本)			
報告   1 日			